

年 月 日	事 項
(平成)	
25. 9. 20	新規制基準への適合性審査に係る国の現地調査(プラント関係)
9. 24	薩摩川内市議会において「薩摩川内市使用済核燃料税条例」可決
10. 11	国の主催による原子力総合防災訓練を130機関約3,400人で実施
～ 12	
26. 4. 3	新規制基準への適合性審査に係る国の現地調査(地震・津波関係)
4. 24	県が「原子力防災計画及び避難計画に関する説明会」を開催
～ 8. 31	(25回開催)
●▲ 9. 10	1, 2号機に係る新規制基準への適合性に係る原子炉設置変更許可
9. 12	国の原子力防災会議で川内地域の避難計画を了承
9. 12	経済産業大臣が「川内原子力発電所の再稼働に向けた政府の方針」を发出
10. 9	県が「川内原子力発電所に係る新規制基準適合性審査結果に関する住民説明会」を開催
～ 29	(6回)
10. 14	国は鹿児島地方放射線モニタリング対策官事務所を設置
10. 28	薩摩川内市長判断「再稼働を進める政府方針を理解」
11. 7	知事判断「再稼働はやむを得ない」 県及び薩摩川内市が新規制基準への適合性確認に係る事前協議を了承
● 27. 3. 18	1号機新規制基準適合性に係る工事計画認可
▲ 5. 22	2号機新規制基準適合性に係る工事計画認可
●▲ 5. 27	1, 2号機新規制基準適合性に係る保安規定変更認可
● 8. 11	1号機再稼働
▲ 10. 5	2号機再稼働
11. 29	県が「原子力発電等に係る住民説明会」を開催
●▲ 12. 17	1, 2号機の更なる安全性・信頼性向上への取組み(特定重大事故等対処施設等)に係る原子炉設置変更許可申請, 県及び薩摩川内市へ事前協議書を提出
12. 20	原子力防災訓練を150機関約3,600人で実施
28. 3. 25	原子炉設置変更許可申請(緊急時対策棟の新設等), 県及び薩摩川内市へ事前協議書を提出
8. 26	知事が「川内原子力発電所の一旦停止及び点検等」を要請
9. 5	九電が「定期検査期間にあわせて特別点検を実施し, 改めて安全性の再確認を行い, 点検終了後に結果を速やかに報告すること等」を回答
9. 7	知事が「川内原子力発電所の一旦停止及び原発周辺の避難道路などの確保支援策」を再要請
9. 9	九電が「避難道路へのアクセス道路等の改善支援等」を回答
● 9. 27	1号機熊本地震を受けた特別点検を開始(～12. 1)
● 10. 6	1号機第22回定期検査(～29. 1. 6)
11. 11	知事と専門家2名が特別点検を視察
▲ 11. 25	2号機熊本地震を受けた特別点検(～29. 2. 26)
▲ 12. 16	2号機第21回定期検査(～29. 3. 24)
12. 19	鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会を設置
29. 1. 28	原子力防災訓練を180機関約4,200人で実施
●▲ 2. 8	1, 2号機の更なる安全性・信頼性向上への取組み(緊急時対策棟の新設等)に係る原子炉設置変更許可
2. 17	県及び薩摩川内市が緊急時対策棟の新設等に係る事前協議を了承
● 3. 23	1号機通常運転中, 1次冷却材中のヨウ素濃度の上昇を確認したことを公表
●▲ 4. 4	1, 2号機通常運転中, 保安規定に定める外部電源の確保に係る運転上の制限を逸脱したことを公表

年 月 日	事 項
(平成)	
●▲ 29. 4. 5	1, 2号機の更なる安全性・信頼性向上への取組み(特定重大事故等対処施設)に係る原子炉設置変更許可
●▲ 4. 7	1, 2号機の更なる安全性・信頼性向上への取組み(特定重大事故等対処施設)に係る事前協議を了承
● 5. 24	1号機特定重大事故等対処施設「原子炉補助建屋等に設置する設備」に係る工事計画認可申請
6. 9	九電が知事要請を踏まえて、川内原子力発電所周辺における地震観測点を現在の19箇所から31箇所に増設することを公表
▲ 7. 10	2号機特定重大事故等対処施設「原子炉補助建屋等に設置する設備」に係る工事計画認可申請
●▲ 7. 10	1, 2号機常設電源設備(3系統目)の設置に係る工事計画認可申請
●▲ 8. 8	1, 2号機特定重大事故等対処施設「新たに設置する建屋等」に係る工事計画認可申請
11. 28	九電が知事要請を受けて、福祉車両を追加配備することを公表
12. 18	県議会において「鹿児島県核燃料税条例」可決
● 12. 25	緊急時対策棟(指揮所)に係る1号機の工事計画認可申請
● 30. 1. 29	1号機第23回定期検査(～ 6. 29)
●▲ 1. 29	1, 2号機常設電源設備(3系統目)に係る工事計画認可
2. 3	原子力防災訓練を190機関約4,400人で実施
▲ 2. 7	緊急時対策棟(指揮所)に係る2号機の工事計画認可申請
●▲ 3. 9	1, 2号機特定重大事故等対処施設「新たに設置する設備等」に係る工事計画認可申請
● 3. 12	1号機定期検査中、調査の結果、漏えい燃料集合体を特定したことを公表
● 4. 5	1号機漏えい燃料集合体のうち、1本の燃料棒に漏えいを確認したことを公表
4. 9	川内原子力発電所周辺における12箇所の地震観測点の増設を完了し、合計31箇所地震観測を開始したことを公表
▲ 4. 23	2号機第22回定期検査(～ 9. 28)
● 5. 15	1号機特定重大事故等対処施設「原子炉補助建屋等に設置する設備」に係る工事計画認可
● 7. 26	1号機特定重大事故等対処施設「新たに設置する建屋等」に係る工事計画認可
▲ 8. 10	2号機特定重大事故等対処施設「原子炉補助建屋等に設置する設備」に係る工事計画認可
▲ 8. 31	2号機特定重大事故等対処施設「新たに設置する建屋等」に係る工事計画認可
9. 18	薩摩川内市議会において「薩摩川内市使用済核燃料税条例」可決
31. 2. 9	原子力防災訓練を210機関約5,000人で実施
● 2. 18	1号機特定重大事故等対処施設「新たに設置する設備等」に係る工事計画認可
▲ 4. 12	2号機特定重大事故等対処施設「新たに設置する設備等」に係る工事計画認可
(令和)	
●▲元. 6. 3	1, 2号機の緊急時対策棟(指揮所)に係る工事計画認可
● 7. 27	1号機第24回定期検査(～ 11. 1)
●▲ 8. 2	1, 2号機特定重大事故等対処施設に係る保安規定変更認可申請
▲ 10. 18	2号機第23回定期検査(～ 2. 1. 23)
●▲ 11. 22	1, 2号機常設直流電源設備(3系統目)に係る保安規定変更認可申請
2. 1. 31	川内原子力発電所の廃棄物搬出設備の設置に係る原子炉設置変更許可申請、県及び薩摩川内市へ事前協議書を提出
2. 9	原子力防災訓練を約210機関約5,000人で実施
● 3. 16	1号機第25回定期検査(～ 12. 15)
●▲ 3. 25	1, 2号機特定重大事故等対処施設に係る保安規定変更認可
●▲ 3. 30	1, 2号機常設直流電源設備(3系統目)に係る保安規定変更認可
▲ 5. 20	2号機第24回定期検査(～ 3. 1. 22)
10. 21	川内原子力発電所の廃棄物搬出設備の設置に係る原子炉設置変更許可

年 月 日	事 項
(令和)	
● 2. 11. 11	1号機特定重大事故等対処施設の運用を開始
▲ 12. 16	2号機特定重大事故等対処施設の運用を開始
3. 1. 29	川内原子力発電所の廃棄物搬出設備の設置に係る設計及び工事計画認可申請
3. 31	県及び薩摩川内市が川内原子力発電所の廃棄物搬出設備の設置に係る事前協議を了承
4. 14	緊急時対策棟(代替緊急時対策所との接続)に係る設計及び工事計画認可申請
●▲ 4. 26	震源を特定せず策定する地震動に係る新規制基準改正への対応を踏まえた原子炉設置変更許可申請, 県及び薩摩川内市へ事前協議書を提出
6. 8	緊急時対策棟(指揮所)の設置に係る保安規定変更認可申請
8. 4	川内原子力発電所の廃棄物搬出設備の設置に係る設計及び工事計画認可
10. 14	九電が運転期間延長認可申請に必要な特別点検を開始することを公表
● 10. 17	1号機第26回定期検査(～ 4. 1. 17)
● 10. 18	1号機特別点検開始(～ 4. 10. 12)
10. 19	知事が「川内原子力発電所1, 2号機の特別点検の実施等について」を九電社長に要請
10. 27	緊急時対策棟(指揮所)の設置に係る保安規定変更認可
11. 15	緊急時対策棟(代替緊急時対策所との接続)に係る設計及び工事計画認可
11. 25	九電が緊急時対策棟(指揮所)の運用を開始
12. 23	川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会を設置
4. 2. 11	原子力防災訓練を約170機関約1,800人(年度間約190機関約5,000人)で実施
▲ 2. 21	2号機第25回定期検査(～ 7. 11)及び特別点検開始(～ 10. 12)
4. 1	県が原子力防災アプリを含む「原子力災害時住民避難支援・円滑化システム」の運用を開始
4. 11	緊急時対策棟(指揮所)と旧代替緊急時対策所の一体的運用に係る保安規定変更認可申請
●▲ 7. 6	1, 2号機定格熱出力一定運転中, 保安規定に定める特定重大事故等対処施設に係る運転上の制限を逸脱したことを公表(同日復帰)
8. 8	緊急時対策棟(指揮所)と旧代替緊急時対策所の一体的運用に係る保安規定変更認可
9. 15	緊急時対策棟(指揮所)と旧代替緊急時対策所の一体的運用を開始
●▲ 10. 12	1, 2号機運転期間延長認可申請及び高経年化技術評価等に関する原子炉施設保安規定変更認可申請
5. 2. 11	原子力防災訓練を約210機関約3,500人(年度間約220機関約5,000人)で実施
● 2. 16	1号機第27回定期検査(～ 5月中旬)

3 原子力安全対策推進要綱（昭和57年11月）

第1 趣 旨

この要綱は、川内原子力発電所の設置に対応し、周辺地域住民の安全確保及び環境保全を図るための対策（以下「原子力安全対策」という。）を円滑かつ適正に推進するため必要な事項を定めるものとする。

第2 基本方針

原子力安全対策の推進に当たっては、国、周辺市町村、関係団体及び九州電力(株)との連絡調整を図りつつ、環境放射線の監視測定及び温排水影響調査並びに原子力防災対策を推進するとともに、安全協定等を厳正に運用し、もって原子力発電所周辺地域の住民の安全確保及び環境保全を図るものとする。

第3 環境放射線の監視

川内原子力発電所周辺地域の住民の安全確保と環境保全を図るため、空間放射線の測定及び環境試料の放射能分析を実施するものとする。

監視計画の策定、監視結果の評価等については、学識経験者の指導、助言を受けて行うものとする。

第4 温排水影響調査の実施

川内原子力発電所からの温排水による周辺水域への影響を把握するため、温排水影響調査を実施するものとする。

調査計画の策定、調査結果の評価等については、学識経験者の指導、助言を受けて行うものとする。

第5 原子力防災対策

原子力防災計画を策定し、放射性物質に係る防災対策に関し必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災業務の遂行により、周辺地域住民の安全を図るものとする。

第6 安全協定の厳正な運用

川内原子力発電所周辺地域の住民の安全確保及び環境保全を図るため、県、川内市及び九州電力(株)の三者間で締結した安全協定の厳正な運用を図り、原子力安全対策に万全を期することとする。

第7 原子力安全対策連絡協議会の設置

周辺市町村との原子力安全対策に関する連絡調整を図るため、県、周辺市町村及び関係団体で構成する原子力安全対策連絡協議会を設置する。

第8 原子力安全対策委員会の設置

原子力安全対策に関する総合調整を図るため、庁内に原子力安全対策委員会を設置する。

（注：川内市については、平成16年10月12日の市町村合併により、薩摩川内市となっている。）

4 川内原子力発電所に関する安全協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）、薩摩川内市（以下「乙」という。）及び九州電力株式会社（以下「丙」という。）は、丙が設置する川内原子力発電所（以下「発電所」という。）に関し、発電所周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全を図るとともに、発電所の安全性に対する県民の信頼を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（関係法令等の遵守等）

第1条 丙は、発電所の保守運営に当たっては、関係法令等及びこの協定を遵守し、発電所周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全のため万全の措置を講ずる。

2 丙は、発電所の保守運営に当たっては、発電所の職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、常に安全管理体制の強化に努める。

3 丙は、発電所の保守運営に伴って生ずる放射性廃棄物中の放射性物質の低減化のため、新技術開発の促進導入及び設備の改善に積極的に努める。

（放射性廃棄物の放出管理）

第2条 丙は、発電所から放出する気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量を、国が定めた指針の趣旨を踏まえ、可能な限り低く抑えるように管理する。

（放射性固体廃棄物の保管管理）

第3条 丙は、放射性固体廃棄物の保管管理に当たっては、発電所周辺地域の住民が放射線から十分保護されるように放射線防護を施した施設に保管管理する。

（公害の防止及び自然環境の保全）

第4条 丙は、発電所の保守運営に伴って生ずるおそれのある大気汚染、水質汚濁等の公害を防止するため必要な措置を講ずるとともに、地域の自然環境を保全するために発電所敷地内の植栽、緑化等の必要な対策を講ずる。

（環境放射線等の監視測定）

第5条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の環境放射線及び温排水に関する測定を実施する。

2 前項の測定の実施についての細目は、甲、乙及び丙が協議して定める。

3 甲及び乙は、必要と認めた場合は、丙が行う測定に立ち会うことができる。

（事前協議等）

第6条 丙は、原子炉施設及び復水器の冷却に係る取放水施設を増設又は変更しようとするとき、並びに新核燃料、使用済核燃料及び放射性廃棄物の輸送計画（輸送上の安全対策を含む。）を策定しようとするときは、甲及び乙に対して事前に協議する。

2 丙は、発電所の運転（試験運転を含む。以下同じ。）の状況及び安全対策に関して、特別な広報を行う場合は、甲及び乙に対して事前に連絡する。

（平常時における連絡）

第7条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項については定期的に、又は甲及び乙の求めに応じその都度連絡する。

- (1) 発電所の運転状況
- (2) 環境放射線の測定結果
- (3) 温排水の調査結果
- (4) 発電所職員に対する教育訓練の実施計画及びその実施状況

(異常時における連絡)

第8条 丙は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、甲及び乙に対して直ちに連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき若しくはそのおそれがあるとき。
- (2) 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- (3) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (4) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 発電所内で放射線業務従事者又は放射線業務従事者以外の者であって管理区域に業務上立ち入る者の被ばくが、法令で定める線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。
- (6) 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度を超えたとき。
- (7) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度を超えたとき。
- (8) 放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が管理区域内で漏えいした場合において、漏えいに係る場所について人の立入制限等の措置を講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき若しくはそのおそれがあるとき。
- (9) 放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき。
- (10) 発電所敷地外において、放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (11) その他国に報告を要する事態が発生したとき。

(立入調査)

第9条 甲及び乙は、前条に定める場合又は平常時において発電所周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全のために必要と認めた場合その他甲及び乙が必要と認めた場合においては、発電所敷地内その他必要な場所に立入調査することができる。

- 2 甲及び乙は、特に必要と認めた場合は、甲又は乙の指定する者を同行することができる。
- 3 前2項の規定による立入調査及び立入調査の同行に当たっては、甲及び乙は、丙に対し、立入調査を行う者及び立入調査に同行する者の職、氏名その他必要な事項を通知する。

(措置の要請)

第10条 甲及び乙は、前条の規定に基づく立入調査の結果、発電所周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全のために必要があると認めた場合には、丙に対して直接又は国を通じて適切な措置を講ずることを求める。

- 2 丙は、前項の規定による求めがあったときは、誠意をもって措置し、速やかにその結果を甲及び乙に文書で報告する。

(連絡の方法等)

第11条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡する。

- (1) 第6条の事前協議等及び第7条の平常時における連絡は、文書をもって行う。
- (2) 第8条の異常時における連絡は、電話等で通報した後文書をもって行う。
- 2 甲、乙及び丙は、連絡を円滑に処理できるよう、あらかじめ、連絡責任者を定める。

(委託業者の指導監督)

第12条 丙は、発電所の保守運営に関する業務の一部を他に委託するときは、当該委託に係る業務を行う者(以下「委託業者」という。)に対して安全管理上の教育訓練を徹底するとともに、十分な指導監督を行い、委託業者の事業活動に起因して発電所周辺地域の住民の安全及び環境が損なわれないようにする。

(防災対策)

第13条 丙は、防災業務計画を樹立し、発電所の防災体制の充実強化を図るとともに、発電所に係る地域防災対策に積極的に協力する。

(諸調査への協力)

第14条 丙は、甲及び乙が実施する安全確保対策についての諸調査及び資料の提出要請に積極的に協力する。

(公開の原則)

第15条 甲、乙及び丙は、発電所の運転状況並びに環境放射線及び温排水の測定結果を公表する。

(無過失責任)

第16条 丙は、発電所の保守運営に起因して、住民に損害を与えた場合は、補償しなければならない。

(協議会の設置)

第17条 甲及び乙は、発電所周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全並びに連絡調整等を行うため、「連絡協議会」を設置する。

2 前項の連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(覚書)

第18条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙及び丙が協議のうえ別に覚書で定める。

(協定の改訂)

第19条 この協定に定める事項について改訂すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙いずれからその改訂を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙は誠意をもって協議する。

(疑義又は定めのない事項)

第20条 この協定に定めた事項について、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

昭和57年6月12日

(平成2年10月16日一部改正)

(平成10年3月30日一部改正)

(平成11年3月30日一部改正)

(平成13年7月25日一部改正)

(平成14年11月29日一部改正)

(平成25年7月8日一部改正)

甲 鹿児島県 鹿児島県知事

乙 薩摩川内市 薩摩川内市長

丙 九州電力株式会社 代表取締役社長

5 川内原子力発電所に関する安全協定の運用に関する覚書

鹿児島県(以下「甲」という。), 薩摩川内市(以下「乙」という。)及び九州電力株式会社(以下「丙」という。)は、川内原子力発電所(以下「発電所」という。)に関する安全協定書(以下「協定書」という。)第18条の規定に基づき、次のとおり覚書を交換する。

(関係法令等)

第1条 協定書第1条第1項に定める「関係法令等」とは、関係法令並びに原子力発電所の安全性に関する国の指針及び法令の規定に基づき丙が定めた原子炉施設保安規定とする。

(国が定めた指針)

第2条 協定書第2条に定める「国が定めた指針」とは、発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針(平成13年3月29日原子力安全委員会)とする。

(公害の防止及び自然環境の保全)

第3条 丙は、協定書第4条の公害の防止及び自然環境の保全を図るため、次の各号に掲げる事項を遵守する。

(1) 大気汚染防止対策に関する事項

ア 補助ボイラーに使用する燃料に係る硫黄含有率を可能な限り低くする。

イ 補助ボイラーから排出される窒素酸化物の排出濃度は150ppm以下、ばいじんの排出濃度は42.2mg/N³以下とする。

(2) 水質汚濁防止対策に関する事項

ア 復水器冷却水量は、1号機、2号機合計で128m³/秒以下とする。

イ 取水口における取水温度と放水口における放水温度との温度差は、日間平均7℃以下とする。

ウ 復水器冷却水については、放水口において残留塩素が検出されないよう管理する。

エ 非放射性の排水については、排水処理施設で処理することとし、排水口における水質は、次の表のとおりとする。

項 目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6
化学的酸素要求量(COD)	15mg/ℓ
浮遊物質 (SS)	20mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉍物油)	2mg/ℓ

(3) 騒音及び振動防止対策に関する事項

ア 発電所関係設備から発生する騒音及び振動については、防音防振対策を講じ、騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び振動規制法(昭和51年法律第64号)に基づく規制基準を遵守する。

イ ボイラー安全弁試験等やむを得ず高音を発するときは、事前に関係機関及び周辺住民への周知を図る。

2 丙は、次の表に掲げる測定を行い、その結果を甲及び乙に連絡する。

測定事項		測定時期	連絡時期
大気関係	ア 補助ボイラーに使用する燃料中の硫黄含有率	受け入れ時	その都度
	イ 補助ボイラーから排出される窒素酸化物の排出濃度	運転時	その都度
	ウ 補助ボイラーから排出されるばいじんの排出濃度	運転時	その都度
水質関係	ア 取水口及び放水口での水温	連続	四半期
	イ 放水口における残留塩素	毎日	四半期
	ウ 排水口におけるpH	毎週1回以上	四半期
	エ 排水口におけるCOD	毎週1回以上	四半期
	オ 排水口におけるSS	毎月1回以上	四半期
	カ 排水口におけるノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉍物油)	毎月1回以上	四半期

(測定の立会い)

第4条 協定書第5条第3項に定める丙が行う測定に立ち会う者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員とする。

(事前協議等)

第5条 協定書第6条第1項に定める「原子炉施設」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。

2 協定書第6条第1項に定める「増設又は変更しようとするとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の許可を受けようとする場合
- (2) 復水器の冷却に係る取放水の位置、方式又は流量を変更しようとする場合

(平常時における連絡)

第6条 協定書第7条に定める平常時における連絡は、次の表のとおりとする。なお、連絡様式は別に定める。

連絡事項	連絡事項細目	連絡時期
発電所の 運転状況	ア 発電実績	毎月
	イ 核燃料物質の消費状況	毎月
	ウ 核燃料物質の受入状況	その都度
	エ 核燃料物質の払出状況	その都度
	オ 核燃料物質の管理状況	7月及び1月
	カ 放射線管理の状況	5月及び11月
	キ 放射性廃棄物の管理状況	毎月
	ク 原子炉本体の入口及び出口における冷却水の温度、圧力及び流量	四半期
	ケ 定期検査（核燃料の取替を含む。）及び自主停止検査の実施計画並びにその結果	その都度
	コ 原子炉施設の軽微な補修状況	その都度
サ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第4項に規定する届出	その都度	
環境放射線の測定結果	ア モニタリング・ポスト、モニタリング・ステーション	毎月
	イ モニタリング・ポイント	四半期
	ウ サーベイ・ポイント	四半期
	エ 環境試料	四半期
温排水の調査結果		四半期
発電所職員に対する教育訓練		年1回

(異常時における連絡)

第7条 協定書第8条の異常時の連絡は、同条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 協定書第8条第1号に定める「そのおそれがあるとき」とは、丙が原子炉の運転の停止について検討を開始したときをいう。
- (2) 協定書第8条第5号に定める「おそれがあるとき」とは、線量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して放射線障害を受けたおそれがあると医師が判断し、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条に規定する診察又は処置を行ったときをいう。